

新 社長さんのための法人税 その18

B/S・P/Lから見た経営課題

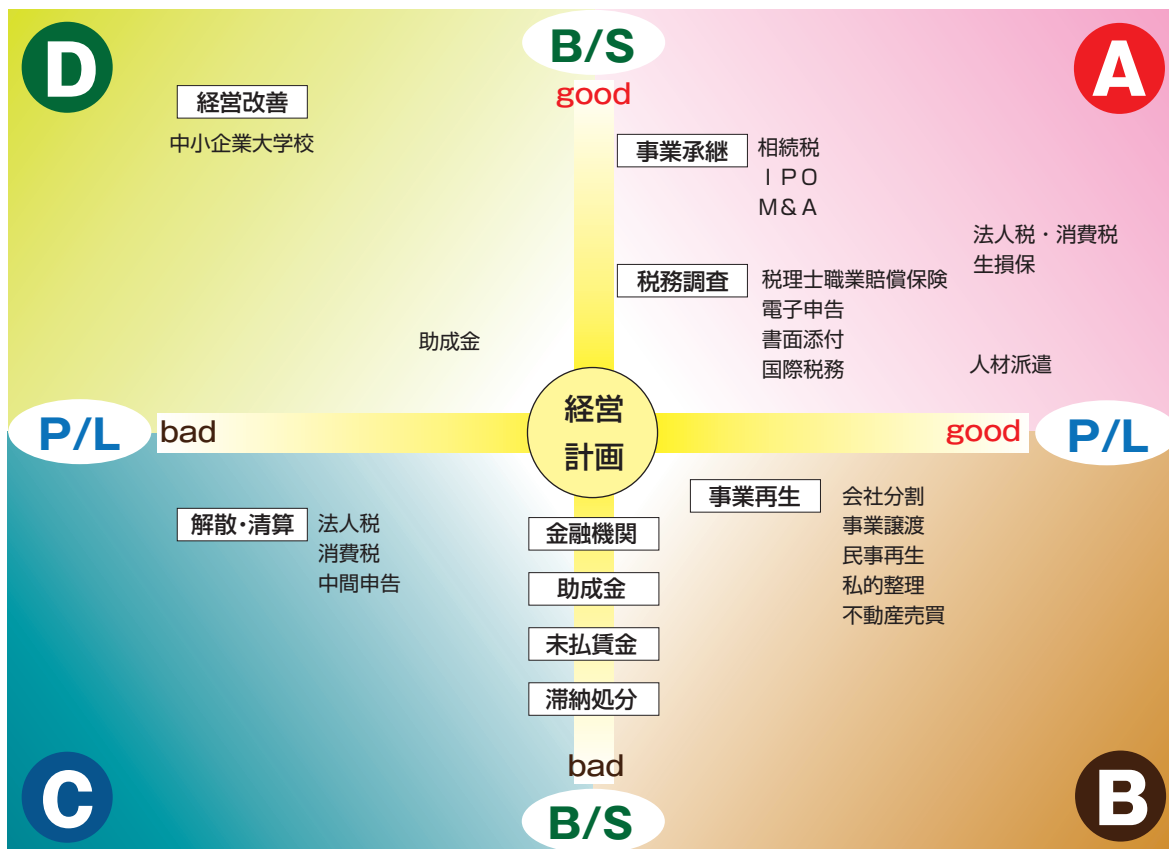
財政状況

経営成績

昨年の金融破綻にともなう景気悪化の中、売上の急低落、資金繰りの悪化に悩む中小企業がかなり増えているというのが実感です。一時鳴りを潜めたかに見えた金融機関の貸し渋り・貸し剥がしも再燃し、TSB はもとより、私が公認会計士担当を勤めます大阪府中小企業再生支援協議会への支援要請案件も激増しています。

TSB の発足時の理念であった「事業再生」が、再び協同組合のメインテーマになることは望ましいことではありませんが、企業は激変の経済環境下であっても生き残っていく必要があります。そのための中小企業の経営課題（TSB への相談事例）を、B/S・P/Lの良否の観点から鳥瞰したマトリックス図を作成してみました。今回の内容は、広い意味で社長さんのお役に立てればという思いからの文章ですので、税務中心の内容ではないことをご了承下さい。

御社の経営課題を明確にされ、その課題克服のために我々専門家集団 TSB をご活用いただければ幸いです。



¥ エリア別の経営課題

エリア A

B/S・P/Lともに良好な優良会社では、「事業承継」における法務・税務が重要課題となります。エリアAの会社は誰にとっても魅力的な法人なので、法務においては“争族”とならない経営権の移行、税務においては相続税の適正なコントロール等に専門家が力を発揮できます。事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度の制約への対応を始め、事業承継円滑化のための総合的支援策が旬な話題です。IPO（株式公開）まで行かなくとも、中小企業においてもM&Aが身近な時代になっています。また、税務調査においても当局に注目されることは間違いエリアといえます。

エリア B

P/L（経営成績）が良好といっても、B/S（財政状況）に過大な負債を抱えている企業の課題は、「事業再生」です。法的な民事再生まで至らなくても、会社分割等の組織再編手法の導入や金融機関とのリスク（借入条件変更）交渉などには、専門家の関与は効果的です。リスクは金融機関のみならず、税務署や社会保険事務所といった官公庁も対象になります。会社の信用に係わる売掛金の差押えなどは、金融機関より税務署が積極的に行う傾向があり要注意です。

また、従業員からの残業代などの未払賃金請求も最近増えています。芋づる式に増え企業の資金繰りに重大な影響を与える場合もありますので、兆候があれば専門家への相談が望まれます。

エリア C

平成9年から税理士開業していますが、このエリアの会社はこの1年急速に増加しているのが現状です。自主的に解散・清算できる法人は取引先等に迷惑をかけないのですが、法的破産に至ったり、清算できずに放置される場合には、債権者に多大な損害を与えることになってしまいます。なお、債務超過で破産する場合にも法人の場合裁判所への予納金等結構な費用が必要となります。

特に、清算にあたって不動産の処分や債務免除をとまなう場合には、その実行が解散決議の前後で税務上大きな違いが出る場合がありますので、専門家の意見を聞いてください。

エリア D

このエリアに限りませんが、経営者が経営者としてのスキルを身につけるための学習は必要不可欠なものとなっています。経営者は経営の専門家ですから。

また、助成金等の活用が効果的なのもこのエリアといえます。助成金は内容の変化が今後のTSBの課題と位置づけているのも経営者の方への教育研修事業と考えています。



● 筆者紹介

上野 精一

協同組合トータル・サポート・ブレインズ大阪 理事
みのり税理士法人 副所長（代表社員）

昭和34年生 公認会計士として新日本監査法人勤務を経て、平成9年税理士開業、現在に至る。